

会 議 結 果 報 告 書

会 議 名 称	臨時政策会議
日 時	令和7年1月20日(月) 午前9時45分～午前10時5分
場 所	本庁舎3階3A会議室
出席者	出席 市長、石原副市長、高橋副市長、教育長、政策部長、総務部長、都市部長
	事務局 総合政策課長、課長代理(政策調整担当) 秘書課長

議題：秦野市下水道条例の一部を改正することについて	
担 当 部 課 等	上下水道局経営総務課、下水道施設課
説 明 者	上下水道局長、経営総務課長、下水道施設課処理場担当課長、課長代理(処理場担当)
提 案 理 由	付議事案書「目的・必要性」のとおり
決定等を要する事項	付議事案書「決定等を要する事項」のとおり
会 議 経 過 (説明・意見等)	【説明】 資料に基づいて説明。 【質疑及び意見等】 問. 放流水の測定の対象は大腸菌のみで、大腸菌群に含まれる大腸菌以外のものは対象ではないのか。 答. 対象は大腸菌のみである。 問. 大腸菌群数とはどういうものなのか。 答. 大腸菌数を含む大腸菌と性質が似ている細菌の数であり、ふん便汚染の指標として使われていたものである。 問. 測定については、上下水道局で大腸菌数を測定できる機器を保有していたのか。 答. 機器については、保有しておらず、大腸菌数の測定については、採取した検体を業者に送り測定を委託していた。 問. 改正後の測定に係る経費はどうか。 答. 1検体当たり800円程度だったものが、3,000円くらいになる見込みである。 問. 今回の改正により、放流水の水質基準は厳しくなるのか。 答. 改正後は若干厳しくなるものの、ほぼ同じと考えてよい(大腸菌数は、改正前の1ミリリットルにつき870コロニー形成単位以下であったものが、改正後は800コロニー形成単位以下となる。))。 意見. 議案には、大腸菌群数と大腸菌数の関係について、図にし

		たものを資料として付けること。
	会 議 結 果	原案了承